

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅が対象です。

耐震診断

改修設計

改修工事

除却工事

補助制度をご利用ください。



【耐震診断・設計・改修】

木造住宅耐震診断補助

…費用の9割を補助（上限45,000円）
※自己負担目安5,000円

【除却】

木造住宅除却補助

…定額20万円を補助

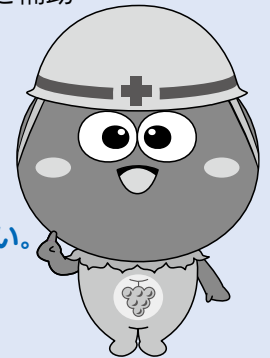


**木造住宅
耐震改修設計補助**
…費用の7割を補助
（上限100,000円）

**木造住宅
耐震改修補助**
…定額400,000円
または600,000円
を補助

**まずは、耐震診断
してみませんか？**

詳しくは
お問い合わせください。



※耐震設計、耐震改修、除却の対象者については所得等により制限があります。
※耐震改修工事、除却工事に要する費用が定額未満の場合は、当該費用が補助金の額となります。
※事前に申請が必要であり、先に着手されますと補助の対象になりません。

■ 問合せ ■ 建築指導課 ☎072-947-3704・3716(直通)

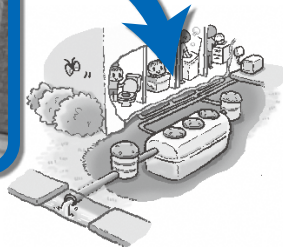
浄化槽の 適正な維持管理を！

— 10月1日は浄化槽の日です —

浄化槽は維持管理が大切です。定期的な保守点検や清掃のほか、1年に1回、知事指定検査機関（一般社団法人大阪府環境水質指導協会 電話072-257-3531）による法定検査を受けましょう。この検査は、水質などを調べ、浄化槽が適正に機能しているか確認をするもので、いわば浄化槽の健康診断です。忘れないよう受検してください。



実際の写真



問合せ：藤井寺保健所環境衛生課
☎ 072-952-6165

大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆さま、労働保険の成立手続はお済みですか？

**労働者を一人でも雇用していれば、
労働保険に加入する必要があります。**

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません。



問合せ

労災保険については、労働基準監督署へ

雇用保険については、ハローワーク（公共職業安定所）へ

大阪労働局のホームページ（下記アドレス）では、労働保険に関する詳しい説明（バナー「労働保険」）や労働基準監督署、ハローワークの情報を掲載しております。

大阪労働局

労働保険適用・事務組合課 ☎ 06-4790-6340・6350
雇用保険課 ☎ 06-4790-6320

大阪労働局ホームページ

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>